

～制度調査部情報～

2008年1月31日 全1頁

法人の受取配当の 源泉税 15%に

制度調査部
吉井 一洋

2009年4月から引上げ

【要約】

- 2008年1月23日に、与党の税制改正大綱に基づく2008年度税制改正法案が国会に提出された。
- 法案では法人が受け取る上場株式等の配当等について、源泉税率を2009年4月以降15%に引き上げることとしている。

◎2008年1月23日に与党の税制改正大綱に基づく、2008年税制改正法案（「所得税法等の一部を改正する法律案」）が国会に提出された。

◎法案では、法人が2009年4月1日以後に受け取るべき上場株式等の配当等について、源泉税率を現行の7%から15%に引き上げることとしている。恒久的施設の無い非居住者や外国法人についても同様に取り扱われる（ただし、租税条約がある場合は、租税条約の制限税率が上限となる）。

◎上場株式等の配当には、現在7%税率が適用されている配当が含まれる。即ち、上場株式の配当、公募株式投資信託の分配金、上場ETFの分配金、上場REITの分配金、外国上場株式の配当、外国公募株式投資信託の分配金などが含まれる。

（注1）新株予約権、新株予約権付社債、特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社（LLC）、協同組合等の法人の出資者の持分、協同組織金融機関の優先出資、資産流動化法第2条第5項に規定する優先出資、特定受益証券発行信託の受益権も上場していれば上場株式等に含まれる。

◎公募株式投資信託の償還又は解約による収益分配金については、個人や恒久的施設を有する非居住者と異なり、2009年以降も、配当として取り扱われる。

